

# 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令の概要

## 1. 概要

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号。以下「派遣法」という。）に基づき、地方公共団体の職員を派遣することができる法人として、「国立研究開発法人国立循環器病研究センター」を追加するための改正を行う。

## 2. 改正の内容等

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成 12 年政令第 523 号。以下「派遣令」という。）に規定する派遣対象法人（現行：社会福祉法人、商工会議所、国立大学法人等）に「国立研究開発法人国立循環器病研究センター」（以下「循環器病研究センター」という。）を追加する。

- 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（抄）  
公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。  
一～百十一 （略）  
百十二 国立研究開発法人国立循環器病研究センター ※今回追加

## 3. 閣議決定日等

- (1) 閣議決定日：令和 4 年 9 月 30 日（金）  
公布日：令和 4 年 10 月 5 日（水）  
(2) 施行日：令和 5 年 4 月 1 日